

## 海峡兩岸知的財産権に関する保護及び協力協議

### (海峡兩岸智慧財産権保護合作協議)

海峡兩岸（中国・台湾）の人民の權益を保障し、兩岸の經濟、科学技術、文化の發展を促進するため、財団法人海峡交流基金会と海峡兩岸關係協會は兩岸の知的財産権について保護、協力することとし、平等協商を経て、次のような協議を達成した。

#### 1. 協力目標

双方は、平等互惠の原則にのっとり、専利、商標、著作権、植物品種権（以下「品種権（育成者権）」と略す）等の兩岸知的財産権の保護についての交流と協力を強化し、関連する問題の解決を協議し、兩岸の知的財産権の創新（創造・革新）、応用、管理、保護を向上させることに同意する。

#### 2. 優先権

双方は、各自の規定により相手方の専利、商標、品種権の第一次出願日の効力を確認し、並びに、積極的に相応の手配を推進して兩岸人民の優先権の權益を保障することに同意する。

#### 3. 品種保護

双方は、各自が公告した植物の種類の種類範囲内において、相手方の品種権出願を受理し、並びに、品種権を申請できる植物の種類の種類拡大について協商を進めることに同意する。

#### 4. 審査協力

双方は、専利検索・審査結果の相互利用、品種権審査と測定試験などの協力及び協商を推進することに同意する。

#### 5. 業界協力

双方は、兩岸の専利、商標等の業界の協力を推進し、有効で便利且つ迅速なサービスを提供することに同意する。

#### 6. 認証サービス

双方は、兩岸著作権の貿易促進のため、著作権認証協力メカニズムを構築し、一方の映像・音楽製品が他方で出版される際に、一方で指定した関連協會又は団体は著作権を認証することができ、並びに、図書、コンピュータープログラム等その他の作品の制作、製品認証制度に関して意見交換することに同意する。

#### 7. 協議処理メカニズム

双方は、法執行について協議処理メカニズムを構築し、各自の規定により次の知

的財産権の保護について適切に処理することに同意する。

- (1) 海賊版及び模倣品の撲滅。特にインターネット経由で海賊版の図書、映像・音楽、コンピュータープログラムなどを提供し、又は提供補助している権利侵害サイト、市場で流通している海賊版及び模倣品についての調査・処理。
- (2) 著名商標、地理的表示又は著名産地名称を保護し、悪意の商標先取り行為を共同で防止する。並びに先取り登録された著名商標、地理的表示又は著名産地名称の取消を請求する権利者の権利行使を保障する。
- (3) フルーツ及びその他の農産品について虚偽産地表示に対する市場の管理・監督及び調査・処理の措置を強化する。
- (4) その他の知的財産権の保護の事項。

上述の権益保護の処理において、双方は必要な情報を相互に提供し、並びに処理結果を通知・報告できる。

## 8. 業務交流

双方は、次の知的財産権の業務交流と協力事項の展開に同意する。

- (1) 業務主務部門スタッフによる作業会議、考察のための訪問、経験交流と技術交流、検討会の開催等の進行を推進し、関連業務の訓練を展開する。
- (2) 制度・規範、データベース及びその他の関連データを交換する。
- (3) 関連文書の電子的交換についての協力を推進する。
- (4) 著作権集団管理組織の交流と協力を促進する。
- (5) 関連企業、代理人、公衆への宣伝活動を強化する。
- (6) 双方が同意したその他の協力事項。

## 9. 作業計画

双方は、専利、商標、著作権、品種権などの作業チームをそれぞれ設置し、具体的な作業計画と方案を取り決める責任を負うことに同意する。

## 10. 秘密保持義務

双方は、本協議に関連する活動の執行中に取得した情報について秘密を保持することに同意する。但し、請求目的に従い使用する場合には、この限りではない。

## 11. 用途制限

双方は、請求目的のみに従い、相手方が提供した資料を使用することに同意する。但し、双方が別途約定した場合には、この限りではない。

## 12. 文書書式

双方は情報の交換、通知報告、情報検索及び日常の業務連絡等に双方が取り決めた文書書式を使用することに同意する。

## 13. 連絡主体

本協議での決定事項について、双方の業務主務官庁が指定する連絡人が相互に連絡を行う。必要であれば、双方同意の上でその他の部署を指定して連絡を進めることができる。

本協議のその他の関連事項については、財団法人海峡交流基金会と海峡兩岸関係協会が連絡する。

#### **14. 協議の履行と変更**

双方は協議を遵守しなければならない。

本協議の変更は、双方の協商の同意を経ると共に、書面形式で確認すること。

#### **15. 争議の解決**

本協議の適用により発生した争議について、双方は速やかに協商を通して解決しなければならない。

#### **16. 未定事項**

本協議で未定の事項については、双方は適切な方式をもって別途協商により定めることができる。

#### **17. 調印の発効**

本協議の調印後、双方は各自の関連手続きを完成させると共に書面にて相手方に通知しなければならない。本協議は双方が相手方からの通知を受け取った翌日から発効する。

本協議は6月29日に調印し、一式4部あり、双方は各2部ずつ保管する。

財団法人海峡交流基金会

海峡兩岸関係協会

董事長 江丙坤

会長 陳雲林